

# DV被害者の方へ

## 子育て応援特別手当(平成21年度)のお知らせ

子育て応援特別手当(平成21年度)は、4月に決定された「経済危機対策」の一環です。幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成21年度に限り、再度、対象者を拡大して実施し、幼児教育期の子ども1人あたり3万6000円が支給されるものです。

### 支給対象

平成21年度において、小学校就学前3年間に該当する子ども  
※平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ

### 支給額

対象となる子ども1人あたり  
3万6000円を支給  
支給先  
対象となる子どもが属する世帯の世帯主に支給

DV被害者の方に限り、10月中に申請を受付ます

配偶者からの暴力(DV:ドメスティックバイオレンス)の被害者で、どうしても今お住まいの住所地に住民登録できない方は、事前申請をすることで手当を受けられます。

### 事前申請期間

10月1日(木)～30日(金)  
※今お住まいの市区町村へ、「事前申請書」を提出してください。  
※10月30日(金)を過ぎると事前申請はできません。

### 必要書類

○事前申請書  
○DV被害者であることが証明できる書類(対象となる子どもについて記載されていることなどが必要です)  
・配偶者暴力相談支援センターの発行する証明書

・婦人相談所の発行する証明書  
・保護命令決定通知書の謄本または正本  
○振込口座の通帳の写し

※手当は、住民登録をしている市区町村から支給されます。

※事前申請書は、全国市町村の窓口ほか、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、厚生労働省ホームページなどで入手できます。  
☆厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/juyou/kosodate/index.html>

※子育て応援特別手当(平成21年度版)の申請受付開始などについては、別途ご案内します。

### ◆問い合わせ

福祉課社会福祉班  
☎(84)1257

## 10月1日の出産から

### 国保出産育児一時金が変わりました

国民健康保険では、加入者の経済的負担を軽減し、安心して出産していただくため、10月1日から平成23年3月31日までの出産について、次のような見直しを行いました。



### ①支給額を4万円引き上げ、原則42万円に

これまでは出産育児一時金として38万円を支給していましたが(産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合)が、10月1日から平成23年3月31日までは、支給額が4万円引き上げられ、42万円となります。  
※産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合は、39万円となります。

民健康保険)が直接医療機関等に対し、出産育児一時金を支払う仕組みに変わりました。今後は原則42万円の範囲内、またまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなります。

※出産にかかった費用が出産育児一時金の範囲内であった場合、その差額は後日町に請求をしていただくことにより支給します。  
※直接支払制度を希望されない方は、出産後に出産育児一時金を町から受け取る従来の方法をご利用いただくこともできます。(この場合、出産費用を退院時に医療機関等にいったんご自身でお支払いいただくこととなります)

### ②医療機関への

#### 直接支払制度の実施

かかった出産費用に出産育児一時金を直接充てることができるよう、10月1日から、町(国

### ◆問い合わせ

住民課国保年金班  
☎(84)1214

